第９章　安全管理体制の強化

第１節　運輸安全マネジメント制度 ・・・・113
第２節　輸送の安全に関する取組 ・・・・・113
１　安全管理規程 ・・・・・・・・・・・113
２　安全管理体制 ・・・・・・・・・・・113
（１）　鉄・軌道事業 ・・・・・・・・・・113
（２）　自動車事業 ・・・・・・・・・・・114
３　安全方針 ・・・・・・・・・・・・・114
４　安全重点施策 ・・・・・・・・・・・115
５　安全対策推進委員会 ・・・・・・・・115
６　安全対策推進連絡会 ・・・・・・・・115
７　安全管理体制の見直し ・・・・・・・115
（１）　安全マネジメント内部監査 ・・・115
（２）　マネジメントレビュー ・・・・・115
８　安全報告書 ・・・・・・・・・・・・116
第３節　安全・安心への取組 ・・・・・・・116
１　都営交通安全の日 ・・・・・・・・・116
２　事故防止研修 ・・・・・・・・・・・116
３　輸送等に関する安全総点検 ・・・・116
４　リスク管理の取組 ・・・・・・・・・116
（１）　グループ討議 ・・・・・・・・・・116
（２）　ヒヤリ・ハット情報の活用 ・・・117

第１節　運輸安全マネジメント制度

平成17年４月25日に発生したＪＲ西日本の福知山線における列車脱線事故をはじめ、ヒューマンエラーが原因と考えられる事故、トラブル等が多発した状況を鑑み、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（運輸安全一括法）」が制定され、運輸安全マネジメント制度が平成18年10月に導入された。

本制度は、事業者自らが経営トップから事業所まで一体となった安全管理体制を構築し、その実施状況等を国が評価するもので、国と事業者とが緊密に連携して、運輸事業の安全性の向上に向けた取組をお互いに推進していくことを狙いとしたものである。

第２節　輸送の安全に関する取組

交通局は、この制度に基づき、鉄・軌道事業及び自動車事業における輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた安全管理規程を制定するとともに、安全統括管理者を選任し、輸送の安全に関するＰＤＣＡサイクルを確実に実行することにより、絶えず安全管理体制を見直し、安全性の向上に努めている。

１　安全管理規程

輸送の安全を確保するための事業の運営方針に関する事項等を定めたもので、安全統括管理者を中心とした安全管理の責任体制及びその実施、管理方法等を規定している。

２　安全管理体制

（１）鉄・軌道事業

安全統括管理者＝輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

運転管理者＝運転に関する事項を統括する。

乗務員指導管理者＝運転士、運転手及び車掌の資質の保持に関する事項を管理する。

車両管理者＝車両に関する事項を統括する。

施設管理者＝設備及び施設に関する事項を統括する。

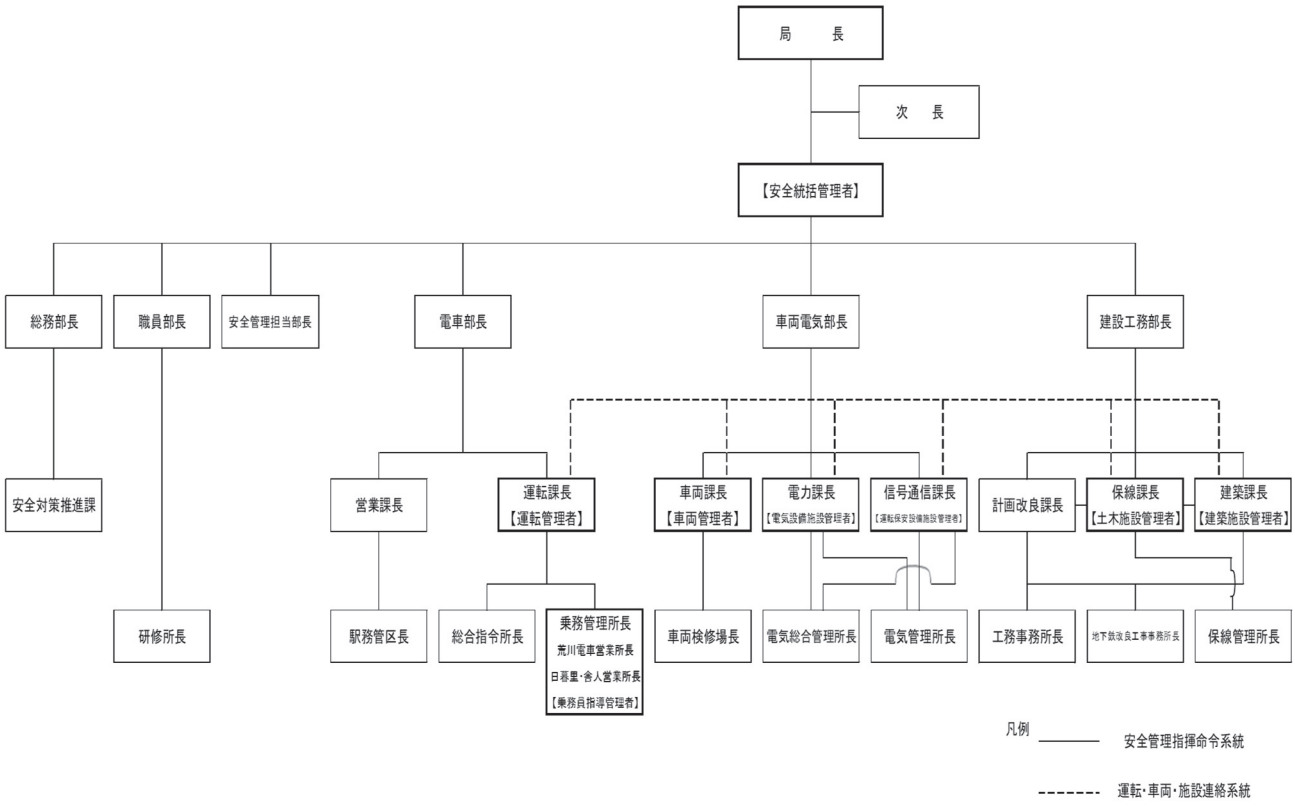

【鉄・軌道事業安全管理体制図】

（2）自動車事業

安全統括管理者＝輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

運行管理担当課長＝運行管理に関する事項を統括する。

車両課長＝車両整備に関する事項を統括する。

営業所長＝輸送の安全の確保に関し、課長代理（管理担当）、課長代理（運輸総括担当）、課長代理（車両担当）及び管内支所長を統括し、指導監督を行う。

支所長＝輸送の安全の確保に関し、支所内を統括し、指導監督を行う。

統括運行管理者＝運行管理者を統括する。

運行管理者＝運行管理に関する事項を処理する。

整備管理者＝車両の保守及び整備に関する事項を処理する。

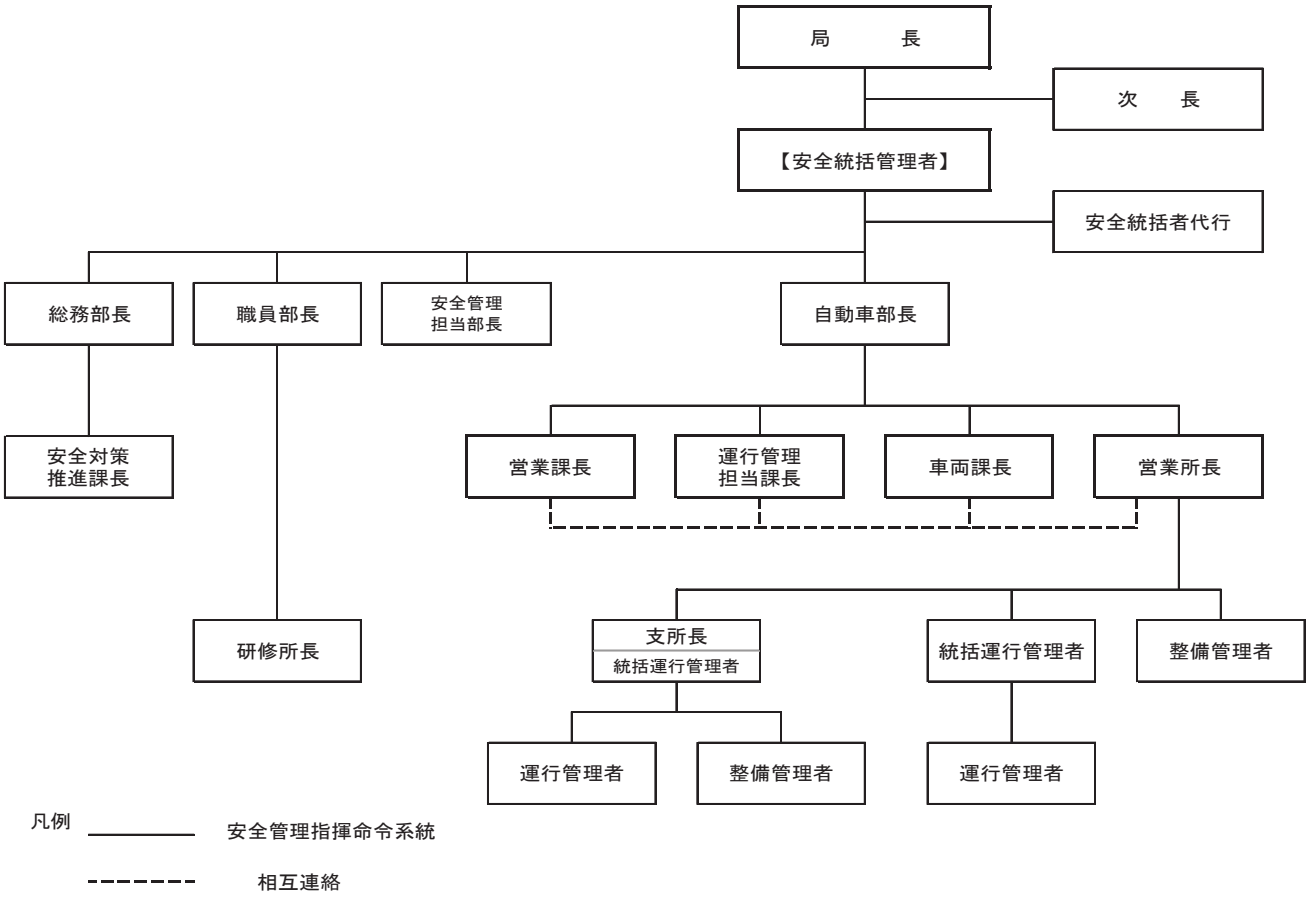

【自動車事業安全管理体制図】

3　安全方針

安全管理規程に基づき、安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を平成18年12月に制定した。その後平成28年4月には、改めて安全に対する姿勢を明確に示し、職員の安全意識の向上を図るため、同規程を改定した。「東京都交通局経営計画2022」の経営方針の冒頭にある「都民やお客様の信頼に応えるため、安全・安心を最優先し、全職員が一丸となって、災害に強く、事故のない都営交通」の実現を目指して四つの具体的な取組を『安全方針』として定めている。

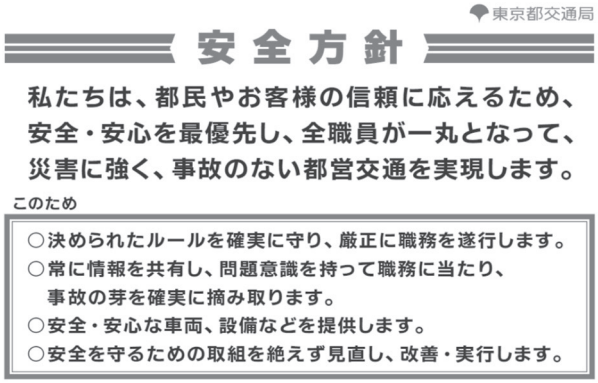

【安全方針】

４　安全重点施策

安全方針に基づき、達成すべき成果として局全体、各部門及び各事業所において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成させるために必要な取組計画を策定するものである。

これを毎年度実行することにより、都営交通の安全性の向上を図っており、局の安全重点施策に基づき、各部門の安全重点施策を策定している。

５　安全対策推進委員会

局長を委員長とした、安全に係る基本方針及び安全重点施策などの決定機関である。年４回の定期的な開催に加え、緊急案件が発生した際には臨時に開催することにより、安全に係る情報の共有を図るとともに、対応策などを迅速に決定している。

３月の委員会において、当年度における各部の安全重点施策における具体的施策の実施状況、内部監査の結果、事故などを踏まえ、マネジメントレビューを行い、次年度４月の安全重点施策の策定に反映させている。

また、11月の委員会においてもマネジメントレビューを行い、上半期における安全重点施策における具体的施策の実施状況の確認や見直しを行っている。

６　安全対策推進連絡会

安全対策推進委員会の下部機関として、鉄・軌道事業安全統括管理者が会長、自動車事業安全統括管理者が副会長、各管理者が会員となり、安全に係る事項の情報収集、連絡調整などを行うための機関である。

月１回の定期的な開催により、事故や故障、ヒヤリ・ハットなど、安全に係る情報の共有や横断的な連絡調整を行っている。

７　安全管理体制の見直し

輸送の安全確保に関する安全重点施策などの計画を策定し、これを着実に実行するとともに、安全マネジメント内部監査の結果などを踏まえて検証を行い、継続的な改善を行うことによりＰＤＣＡサイクルを適切に機能させ、経営トップから事業所まで一丸となった安全管理体制の強化に取り組んでいる。

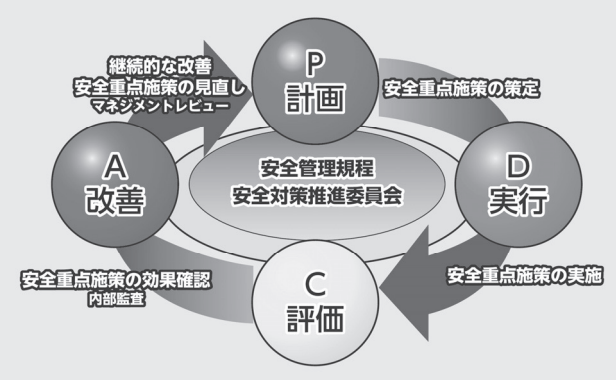

【ＰＤＣＡサイクル】

（１）安全マネジメント内部監査

毎年度、局長及び安全統括管理者も対象に含め、各部門において、安全管理体制に係るシステムが「安全管理規程」に定められたとおりに実施され、維持され、機能しているかをチェックしている。

【内部監査】

（２）マネジメントレビュー

経営トップが主体的に関与し、少なくとも年１回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて見直し・改善を行う活動をいう。

交通局では、安全マネジメント内部監査の指摘項目、安全重点施策の実施状況、安全統括管理者の意見等を基にしたマネジメントレビューを年２回行っている。

8　安全報告書

鉄道事業法、安全管理規程及び旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、当局の鉄・軌道事業及び自動車事業における輸送の安全確保に関する取組、事故の発生状況と再発防止対策などについてまとめたものを交通局ホームページで紹介している。

また、都営地下鉄の各駅、都営バスの各営業所等で概要版のパンフレットを配布するなど、輸送の安全に関わる情報の公表に努めている。

第３節　安全・安心への取組

1　都営交通安全の日

お客様の安全・安心の確保を最優先にする姿勢と決意を示す取組として、交通局は平成19年から、毎年６月13日を「都営交通　安全の日」に定めている。この日は、浅草線浅草橋駅でのドア挟みによる死亡事故（平成６年）と都電荒川線での車両衝突事故（平成18年）という二つの重大事故が発生した、交通局として決して忘れてはならない日である。

安全の日の前後には、安全標語の募集、意見交換会、巡回や点検強化などを実施している。二度とこのような事故を引き起こさないために、全職員が一丸となって安全輸送の確保に全力で取り組んでいる。

【安全の日ポスター】

【「安全の誓い」の碑】

2　事故防止研修

毎年、指導監督職員等を対象として、安全に関わるテーマで外部講師を招いて講演会を実施している。

【事故防止研修】

3　輸送等に関する安全総点検

夏季及び年末年始の期間中、局長、次長、安全統括管理者などが事業所への巡回を行い、各部門から期間中の取組報告を受けるとともに、事業所職員との意見交換を行っている。

また、上記期間以外においても、夜間における保守作業や工事現場などへの巡回を積極的に行っている。

【夏季の輸送安全総点検における局長巡回】

4　リスク管理の取組

（１）グループ討議

事業所の職員自らが、事故やヒヤリ・ハットなどの情報を活用し、事故の再発防止策及び未然防止策を立案・実行するための取組として、少人数によるグループ討議を行っている。

電車部門では、駅務、乗務及び指令の各職員が参加してグループ討議を行い、職場横断的な取組を行っている。

また、自動車部門においても、乗務員によるグループ討議を行い、バス路線上の要注意箇所の洗い出しを

はじめとした様々な対策を行っている。

（2）ヒヤリ・ハット情報の活用

本局及び各事業所において、ヒヤリ・ハット情報を収集・分析し、事故の未然防止に取り組んでいる。

鉄・軌道事業では、「ヒヤリ・ハット発表会」の開催や収集したヒヤリ・ハット情報をデータベースに登録することで、情報の共有を図っているほか、「想定ヒヤリ・ハット」を作成することにより、危険予知と気付き力の向上に取り組んでいる。

自動車事業では、「ヒヤリ・ハット発表会」を開催し、情報共有を図るとともに、ドライブレコーダーに記録されたヒヤリ・ハット映像を使用した研修を実施し、事故の未然防止に役立てている。